

九州自転車競技連盟表彰規定

(趣旨・目的)

第1条

本規定は、九州自転車競技界の発展に顕著な功績のあった選手・指導者等を表彰し、その記録を永遠に残すと共に、九州から世界に通ずる若手選手の育成に寄与しようとするものである。

(表彰の基準)

第2条 表彰は次の各号の一つ以上に該当する選手について行う。

- (1) 日本代表としてオリンピックに出場した選手。
 - (2) 日本代表として世界選手権・ワールドカップ・ジュニア世界選手権等の全世界レベルの大会に出場し、8位内入賞を記録した選手。
 - (3) 日本代表としてアジア大会・アジア選手権・ジュニアアジア選手権等の全アジアレベルの大会に出場し、3位内入賞を記録した選手。
 - (4) 日本代表として5カ国未満の出場により開催される一部アジア地域大会・国別対抗戦等の大会に出場し、優勝した選手。
 - (5) 日本代表として上記(1)～(4)に該当しない国際大会に出場し、特別に優秀な成績を残した選手。
 - (6) 日本新記録・ジュニア日本新記録を樹立した選手。
 - (7) この他特に活躍したとして当連盟が認めた選手。
- 2 ステージ・ロード・レースは総合成績及び各ステージ毎の成績を対象とする。
- 3 選手育成の観点から表彰の対象はアマチュア登録選手を基本とする。なお、一人の選手は複数回の表彰を受けることができる。
- 4 競技力向上及び競技の普及に著しい功績を残したとして当連盟が認めた指導者等については、一人1回を原則に表彰することができるものとする。

(表彰の推薦)

第3条 前条に該当すると認められる選手・指導者等があった場合、各県連盟は毎年8月末日までに事務局へ、選手の氏名及び所属並びに対象となる実績の全てを記入し推薦すること。対象期間は前年9月から当該年8月とし、この間に推薦の無かった件については、辞退したものとして取り扱う場合がある。

(表彰の審議)

第4条 各県連盟から表彰の推薦があった場合は、本規定第2条に照らし事務的に処理する。但し、審議が必要と認められる案件については、各理事へ文書等で照会し意見を聴取した上で会長が決定し表彰の準備を進める。全ての表彰につき例年九州地域大会前日に開催される理事会で審議し最終決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は年1回行い、その時期は例年9月に開催される九州地域大会期間中を原則とする。

(表彰の内容)

第6条 表彰状等は事務局が準備し、記念品は1万円程度の物品とする。

(表彰の記録)

第7条 表彰の記録は九州地域大会トラックレースのパンフレットに掲載する。

(その他)

第8条 本規定に定めのないことについては、理事会で審議し決定する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日より施行する。

附記事項

過去に表彰した平成12・13・14年度表彰者については、本規定第7条の対象とする。

九州自転車競技連盟（幹事県：長崎県自転車競技連盟）

馬場秀朋宛

平成 25 年度九州自転車競技連盟表彰推薦者実績調査

九州自転車競技連盟表彰規定第 2 条の(1)～(7)の該当する項目に○をして下さい。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	その他

氏名	
所属名	
学年（年齢）	
大会日	
期日	
場所	
記録	

※複数人いる場合はコピーしてご使用ください。

【提出先】

メールアドレス : obaba@remus.dti.ne.jp

F A X : 0956-65-2707